

障害児者関係施設等 施設長 様
管理者 様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本市の福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

3 月 21 日をもって、兵庫県はまん延防止等重点措置実施区域から解除されました。

神戸市においては、今後も引き続き、変異株を含め感染状況を注視しながら、感染拡大防止に取り組んでいく必要があることから、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」を改定しましたので、内容をご確認いただき、感染拡大防止対策の徹底等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1. 令和 3 年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針―第 6 弾改定―」
<https://www.city.kobe.lg.jp/a95474/reiwa3taiouhoushin6kaitei4.html>

8. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2 か月分の使用量を確保すること。
- ③面会については、面会者からの感染を防ぐことと家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。具体的には感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応を検討すること。直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。
- ④利用者の外泊・外出については、感染拡大防止と家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。
外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底すること。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については、3 回目のワクチン接種終了まで引き続き実施する。

以上